

# 今後の治山事業による整備方針について

8. 災害に強い森林づくりに向けた治山事業について・・・・・・ 8-1

8. 災害に強い森林づくりに向けた治山事業について

これまでの調査結果・検討結果をふまえ、災害に強い森林づくりに向けた治山事業について以下のように示す。

表 8.1 災害に強い森林づくりに向けた治山事業の整備方針（案）

災害に強い森林づくりに向けた治山事業の整備方針（案）			
区分	緊急対策	中・長期対策	
整備目標	山地荒廃に対する安全の確保	荒廃地の復旧と安全の促進 （災害に強い森林づくり）	将来のイメージ （治山事業による将来の効果等）
整備方針	人家や生活道路に近接し、直接的な被害を及ぼした溪流荒廃地や山腹荒廃地に対して、治山事業を緊急的に実施し、山地荒廃に対して住民生活や社会インフラの安全性を確保する。	今回の災害で発生した溪流荒廃地や山腹荒廃地に対して治山事業を順次実施し、健全な森林への誘導を図る。	<<治山施設による崩壊防止・土砂流出防止>> 1) 治山ダム工等の整備により、荒廃地の復旧・整備が行われ、溪流における土砂流出の防止や山脚の固定等が図られている。 2) 山腹工により崩壊発生源の再崩壊防止が図られている。
整備内容	被害を及ぼした溪流荒廃地に対して治山ダム工等、山腹崩壊地に対して土留工や緑化工等の山腹工を緊急的に施工する。	緊急事業を実施した溪流荒廃地や山腹荒廃地について、緑化工や植栽工を導入し健全な森林への誘導を図る。その他の荒廃地についても、治山ダム工や山腹工による基盤整備や緑化・植栽工を計画的に実施し、健全な森林への誘導を図る。	<<森林による崩壊・土砂流出の抑制>> 1) 比較的大きな根系緊縛力が期待できる樹木により崩壊や侵食の発生が抑制されている。 2) ケヤキ・スギ等の大径木により、土砂流出が抑制される。
整備模式図			